

お客さま 各位

日高信用金庫

手形・小切手をご利用のお客さまへ

当金庫は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」対応に伴い、2026年度末での手形・小切手の利用廃止に向け、下記の取組みを行っています。

つきましては、可能な限り早期に代替手段となる電子決済サービスへの移行をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の停止（実施済み）

2. 「手形・小切手帳の発行」および「記名判登録」の受付終了

実施日	2026年 7月 1日（水）
内 容	手形・小切手帳および記名判登録の受付を終了いたします。 ※ 2026年 4月 1日（水）としておりましたが、3カ月間延長いたします。

3. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

実施日	2026年 4月 1日（水）
内 容	2027年 4月 1日（木）以降を支払期日とする手形や小切手（先日付小切手）について代金取立の受付を停止いたします。 当該手形を既にお持ちのお客さまは、2026年 3月31日（火）までにお取引店でお手続きをお願いいたします。

4. 手形・小切手の代替手段について

(1) 手形・小切手をお取引先への支払等にご利用のお客さま

当金庫においては、インターネットバンキング（WEBバンキング・WEB-FB）やでんさいサービス（しんきん電子記録債権サービス・でんさいライト）などの電子決済サービスをご用意しております。

可能な限り早期にこれらの電子決済サービスをご活用していただくよう、お勧めいたします。

(2) 小切手を現金のお引出しにご利用のお客さま

当座預金口座が今後も利用できるよう小切手の振出に代えて、「当座預金払戻請求書」を新たに用意する予定ではありますが、普通預金口座または決済用普通預金口座への切り替えもご検討くださいますようお願い申し上げます。

詳しくは、お取引店にお問い合わせください。

以 上